

山梨大学と星薬科大学との学術交流に関する協定書

山梨大学と星薬科大学は、両大学の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両大学は、次の教育・研究の諸活動を相互対等の基盤に立って促進する。

- (1) 教員及び研究者の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 学術資料、刊行物及び情報等の交換
- (4) 共同研究・シンポジウムの実施

2. 前項の諸活動を具体的に行うに当たっては、両大学又は関係部局の協議により覚書を交わし実施計画を定めるものとし、相互に財政上の義務を負わない。

3. この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期間は5年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、どちらの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後5年毎に自動更新されるものとする。

4. この協定書は、2部作成され両文書は等しく正文である。

平成22年5月2/日

平成22年5月22日

山梨県甲府市武田4丁目4番37号

東京都品川区荏原2丁目4番41号

山梨大学

星薬科大学

学長

学長

前田秀郎

中嶋暉彰